

## 議案第1号

和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例の制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づき、和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例制定の請求があり、令和7年4月22日に受理したので、同条第3項の規定により意見を付して議会に付議する。

令和7年5月7日 提出

和寒町長 奥山 盛

記

## 和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、和寒町特別養護老人ホームの建替につき、再度考案を行う事。及び同建物建設に対する予算執行を停止する事の賛否について、町民の意思を明らかにし、もって町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

### （住民投票の実施）

第2条 住民投票に付する事項は、和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問い、町民の意思を明らかにするため、町民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は町民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、町民の意見表明の自由を保障するとともに、町民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

### （住民投票の執行）

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を和寒町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

### （住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日以内に施行するものとする。

### （投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

### （投票の方法）

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 投票資格者は和寒町特別養護老人ホームの建替につき、再度考案を行う事及び同建物建設に対する予算執行を停止する事について賛成するとき又は反対するときは、それぞれ投票用紙の賛成欄又は反対欄に自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない投票資格者は、選挙管理者に申し立て代理投票を行うことが出来るものとする。

4 点字による投票方法は、別に定める。

### （情報公開）

第7条 町長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る必要な情報を町の広報その他適当な方法により住民に提供しなければならない。

2 町長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、公平性、中立性の保持に努めなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(成立要件)

第9条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が投票資格者名簿に登録されている投票資格者の3分の1に満たないときは、成立しないものとする。

2 住民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、開票するものとする。

(投票及び開票)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第11条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、町長及び町議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例の失効は、住民投票実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

## 和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例(案)に対する意見書

このたび、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、645名の署名による、和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例制定の直接請求がありました。

これを受けて、同条第3項の規定に基づき、次のとおり意見を申し述べます。

### 1 これまでの経過について

特別養護老人ホーム芳生苑の老朽化に伴う建替えや運営方法については、平成27年6月の定例町議会以降、町議会総務福祉常任委員会の所管事務調査事項として、医療施設と高齢者福祉施設のあり方に関する議論が始まりました。

平成29年には、翌年度からの芳生苑、老人デイサービスセンター健楽苑にかかる指定管理者選定のため、町議会に設置された高齢者福祉施設指定管理者調査特別委員会において、芳生苑の給排水設備や暖房設備の全面改修、受水槽の取り替え、併設する健楽苑の浴室の全面改修やトイレの拡張など、施設の具体的課題についても協議されました。

平成30年10月には、町の考え方として「現施設の全面的な改修は多額の費用がかかること」「改修期間中に施設機能を停止しなければならないこと」から、総合的に判断し「新たな施設を整備することが望ましいこと」を町議会に示し、翌31年1月には、特別養護老人ホームの運営実績がある旭川の社会福祉法人に対して、建替え及び運営について協議していくことを報告しております。

また、これと並行して、芳生苑の建替えを前提とする隣接地の旧ゲートボール場及び旧青少年会館跡地に定員60名規模の特別養護老人ホーム及びデイサービスセンター、さらには高齢者の住まい対策としての生活福祉センターを整備するシミュレーションを町議会に示したところであります。

平成31年3月の定例町議会においては、総務福祉常任委員会から「新たな施設が望ましいこと」のほか、「施設規模の見直しや複合的な施設の検討」、「民間活力の活用など多様な方面から議論することも必要」、「利用者が活用しやすい施設を建設することを望む」、「2023年(令和5年)に移転と開設をめざす」との内容が所管事務調査結果として確認されております。

一方、旭川の社会福祉法人とは民設民営の協議を重ね、関連施設の視察も行いましたが、令和2年2月の「新型コロナウイルス緊急事態宣言」以降、厳重な感染予防対策を優先したことから、協議の中断を余儀なくされた状況にあります。

その後、町では、令和4年5月に施設の建替えや運営だけでなく、地域の介護や在宅福祉サービスを拡充する「和寒町高齢者総合福祉施策の考え方」をまとめ、旭川の社会福祉法人に提示した結果、「和寒町が望む在宅サービスの実績やノウハウが無いことから、要望に応えることは難しい」との回答を受け、それまでの議論が白紙となりました。

このため、町が示した考え方に基づき、新たに整備する施設を民設民営の形態で進めることができるよう、改めて現施設を運営している和寒町社会福祉協議会に対し検討を申し入れたものの、議論は進まない状況が続きました。

町としては、停滞している議論を加速させるため、令和5年度に「和寒町ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」を策定することとし、公募による提案型のプロポーザルで受託者として選定された「社会福祉法人ゆうゆう」と「建築設計事務所 teco」の協力を得て、町民の皆さまから様々なご意見をいただきながら作業を進めてきました。

また、併せて、新たな施設整備と運営にかかる実施主体について、和寒町社会福祉協議会と協議を重ねてきたものの、「和寒町社会福祉協議会による施設整備や運営は困難」との回答を受けたことから、令和5年12月に、町と町議会、和寒町社会福祉協議会の三者により、経営のノウハウや専門的知見を備え、広範囲に強固な人的ネットワークを有する「社会福祉法人ゆうゆう」に施設整備と運営を要請しました。

その結果、令和6年1月に社会福祉法人ゆうゆうとして要請を受け入れていただき、2月には町、社会福祉法人ゆうゆう、和寒町社会福祉協議会の三者で「和寒町ふくしのまちづくりに関する包括連携協定」を、3月には町と社会福祉法人ゆうゆうで「和寒町ふくしのまちづくりに関する基本協定」を締結しました。

令和6年3月に、多くの町民の方々が参画して策定した「和寒町ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」は、単なる介護施設の建替えにとどまらず、在宅福祉サービスや障がい者サービス、さらには子育て支援など、多種多様なサービスを総合的に提供できる拠点として整備し、誰もが安心して住み続けられるまちを目指しております。

この間、町議会総務経済常任委員会の中で、毎回長時間にわたり何度も議論を重ね、必要な予算措置の議決をいただき、令和6年度から、この基本構想に沿って事業を進めてきております。

## 2 住民投票条例の直接請求について

条例制定請求の要旨について、意見を申し述べます。

文中の「この内容でいくと施設の建設費用約 30 億円、指定管理料年間約 2 億円、その他を負担することになります。その負担の内容も助成金、交付金等がいくらあって借入をいくらするのも概算すら分からないのです。」という表記があります。

施設の建設費用について、令和 8 年、9 年の整備費は約 30 億円を予定していますが、その 50%以上が道の補助金や国の交付金で賄われる見込みであることから、現在の町の財政状況を考慮しても十分に対応できると考えております。施設整備にかかるコストが毎年高騰している現状を考えると、立ち止まっている余裕はない状況と言えます。

文中の「新たな福祉施設の運営開始日が属する年度の翌年度から 8 年間とする。」の後に「指定管理料年間約 2 億円」という表記があるため、このままでは 2 億円の指定管理料が 8 年間続くような誤解を招く内容となっております。

特別養護老人ホームについては、令和 7 年度から社会福祉法人ゆうゆうに指定管理者が変更になりましたが、介護保険の制度上、事業者への介護保険報酬の支払いが 2 か月遅れとなり、事業初年度の介護報酬は 10 か月分しか見込めません。

令和 7 年度の指定管理料は、当初から見込めない 2 か月分の介護報酬のほか、将来の事業拡大に向けた施設職員の能力向上にかかる経費を指定管理料に含めたことにより 2 億 1,700 万円となりますが、令和 8 年度は、年間を通じた収入が確保できることから 1 億 2,000 万円を見込み、令和 9 年度は他のサービスにも取り組むことで 9,000 万円と減額されていく計画となっております、このことは、令和 7 年 1 月 24 日の町議会全員協議会及び 2 月 5 日の町議会総務経済常任委員会において説明してきております。

次に、文中の「議会で議決もせず淡々と事業が進められている」との表記は、1 の「これまでの経過について」でも述べているとおり、特別養護老人ホームの建替えについては、長年にわたって町議会とともに協議を重ねてきたものであり、これまで「ふくしのまちづくり」にかかる関係予算も含め、必要な事業予算を町側から提案し、町議会において慎重に審議されたうえで議決をいただいていたものであります。

次に、文中の「このように大きなお金の流れを誰が監査するのも決まっていません。」との表記について、町が執行する施設の指定管理料や施設整備に係る補助金などの監査については、これまでどおり町監査委員において実施されるほか、町議会においても、総務経済常任委員会の所管事務調査事項としてチェックしていただ

き、さらに、予算及び決算審査特別委員会が設けられ、予算や決算の審査がされることとなります。

次に、文中の「施設の受け入れも町民が優先的に入居出来る訳では無いようです。」との表記について、施設整備に対し町が補助することから、施設入所にあたって町民が配慮されることは当然と考えており、これまで、ふくしのまちづくり町民サミットやラボ、町政懇談会等で、「町民は優先的に入居できない」と回答をしたことはありません。

### 3 条例案について

条例案について、意見を申し述べます。

このたびの条例案では、第6条（投票の方法）の文中で「和寒町特別養護老人ホームの建替につき、再度考案を行う事及び同建物建設に対する予算執行を停止する事について」賛否を問うことになっております。

この内容では、建替えに反対の立場で予算執行の停止を求めるのか、建替えには賛成の立場で内容を再考するために、一旦、予算執行の停止を求めるのか、住民投票の際に町民の皆さまがどちらの考え方で意思表示をすべきかが明確になっておりません。

特別養護老人ホームは、既に老朽化の問題を認識してから10年が経過し、現状では早急な施設の建替えが必要です。他に对案も無いままに予算執行を停止することは、老朽化した施設の運営そのものが立ちゆかなくなり、利用されている方々の生活環境が脅かされる深刻な状況になると考えます。

本年4月から、施設の運営が和寒町社会福祉協議会から社会福祉法人ゆうゆうに移り、施設職員の方々には心機一転、高い意欲をもって業務に当たっていただいておりますが、この指定管理者の変更は、「ふくしのまちづくり」による新たな施設整備が前提となっております。

現在の取り組みを止めることは、これまで築いてきた町と社会福祉法人ゆうゆうとの信頼関係を著しく損ね、現施設の運営に支障をきたすだけでなく、本町が目指す「ふくしのまちづくり」の実現も困難な状況に陥ります。

1の「これまでの経過について」と2の「住民投票条例の直接請求について」でも述べているとおり、特別養護老人ホームの建替えについては、これまで長年にわたって町議会とともに協議を積み重ねてきたもので、単に建替えの議論ではなく、現在進めている特別養護老人ホームの機能も有する「ふくしのまちづくり」が人口減

少の進む本町にとって、町民が安心して住み続けるために必要な唯一の選択肢と考えております。

町としては、このたびの町民有志による住民投票条例制定の直接請求活動について、町民の皆さまと町の未来を考える機会や、正確な情報を周知する機会が不足していたというご指摘と受け止め、今後は、一人でも多くの町民の皆さまに「ふくしのまちづくり」に対する理解をしていただけるよう、より丁寧な説明に努めてまいります。

町議会議員の皆さまにおかれましては、これまで、町民の代表として長きにわたり慎重審議をいただけてきたことに感謝を申し上げますとともに、本町の未来を託す「ふくしのまちづくり」が歩みを止めることのないよう、適切なお判断をお願い申し上げます。

令和7年5月7日

和寒町長 奥 山 盛